

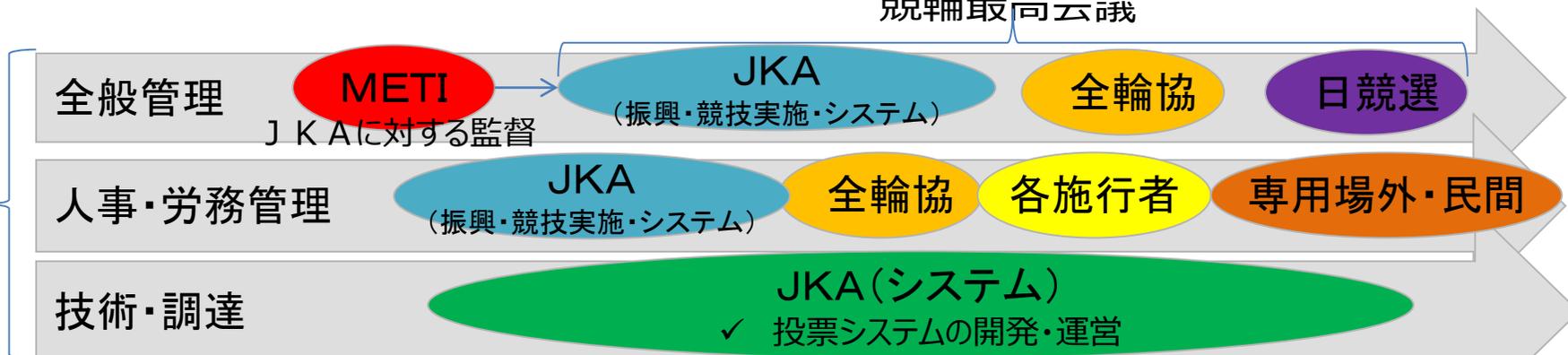
# 「競輪最高会議」を構成する3団体の概要

法人名	(公財) J K A		(公社) 全国競輪施行者協議会	(一社) 日本競輪選手会
会員の有無	なし		施行者（地方自治体）が会員	選手（個人事業主）が会員
主な業務 (J K Aの業務は法定業務)	競輪実施等に関する規則等制定、選手・審判の養成・検定、選手出場あっせん、機械工業振興・公益増進のための補助、広報、調査企画立案 等	競技審判、レース編成、自転車の検査、選手管理等	競輪の開催日程等に関する調整、オフィシャルネット投票の運営、広報、調査研究、関係団体等との各種調整、施行者への情報提供 等	選手の訓練指導、選手の福利厚生（退職金・年金含む）、競技大会の開催、関係団体等との各種調整、調査研究 等
主な収入	施行者からの交付金	施行者からの委託費	施行者からの分担金・委託費	選手からの会費
役職員数	206名 (オートレース振興部門含む)	430名	25名	28名
中期計画の策定	○		○	×

# 競輪事業の中核的機能を有する J K A ① (法人統合の変遷)

競輪最高会議

支援活動



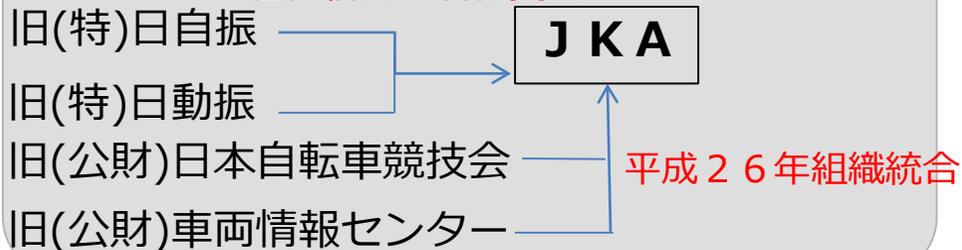
J K A は、平成 2 0 年以降、組織統合・名称変更等を重ねて現在に至る。

## 【組織改編の経緯】

- ✓ 平成 2 0 年、旧(特)日本自転車振興会(競輪振興)及び旧(特)日本小型自動車振興会(オートレース振興)が統合し、旧(財)JKAに名称変更。
- ✓ 平成 2 5 年、旧(財)JKAは、(公財)JKAへ移行
- ✓ 平成 2 6 年、(公財)JKAは、旧(公財)日本自転車競技会及び旧(公財)車両情報センター(システム)を統合。
- ✓ 平成 2 9 年、統合後もばらばらであった事務所を一カ所(品川事務所)に統合。  
(※) 中日本、西日本地区本部は別途存在。

## 法人格

平成 2 0 年  
組織統合・名称変更



## 事務所

平成 2 9 年 1 0 月事務所統合

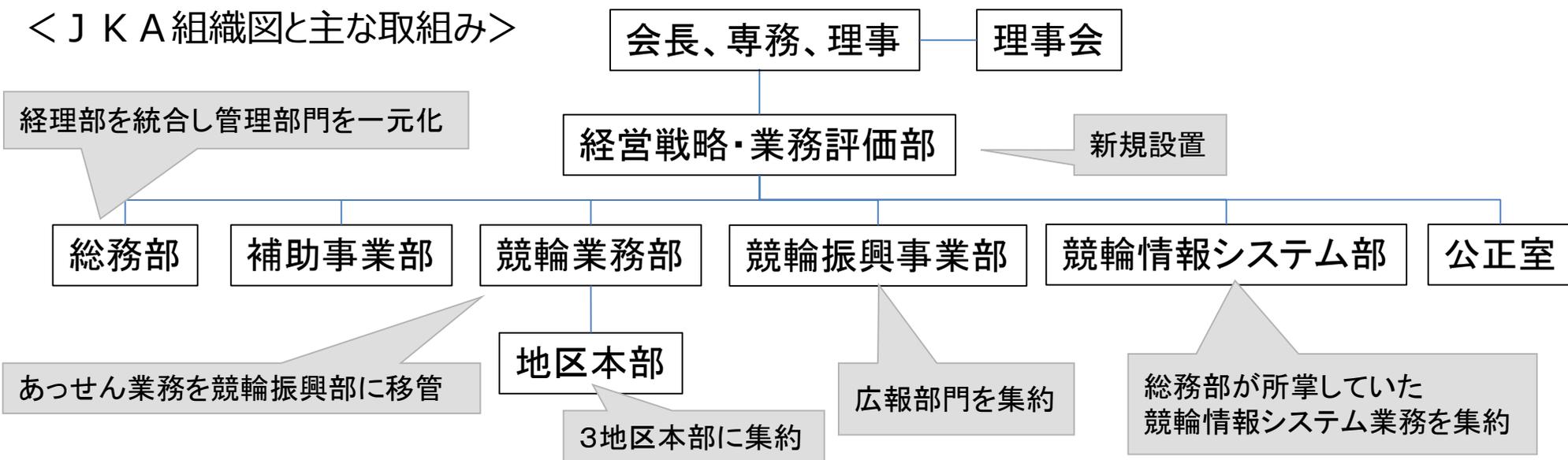
- 市ヶ谷 (旧日自振、旧車両情報センター)
- 有明 (旧日動振)
- 桜木町 (旧(特任)南関東自転車競技会) (※)
- 上野 (旧(特任)関東自転車競技会) (※)

(※) 旧(公財)日本自転車競技会は、全国 7 つのブロックに存在した自転車競技会が平成 1 9 年に統合し、設立された法人

# 競輪事業の中核的機能を有する J K A ② (組織の状況)

- J K A は、旧法人毎の区分経理の実態があり、J K A 内の業務上の横の連携が希薄。さらに、同一経理内の業務部門間でも横の連携ができていないことが散見された。
- このため、J K A の経営方針共有や部門間の調整機能の強化を目的として、「経営戦略・業務評価部」を新設。しかしながら、意思決定や査定に係る権限がなく、現状において当初の目的を果たすには至っていない。
- また、業務の標準化、省人化及び組織内人的リソース再配分を目的として、管理部門を総務部に一元化、競技実施部門を7ブロック（1本部・4地区・2支部）から4ブロック（1本部・3地区本部）に集約等を行ってきているものの、現時点で具体的な省人化及び人的リソース再配分には至っていない。

## < J K A 組織図と主な取組み >



# 競輪事業の中核的機能を有する J K A ③ (人材の現状)

- 平成 2 6 年まで法人統合をくり返してきた J K A は、かつては、人事管理も旧法人毎に行っていた。最近になって、旧日自振、旧日動振、旧車両情報センターが概ね人事管理を一体化。旧自転車競技会についても一部が他部門への異動を実施。
- 採用は、しばらくの間行っていなかったため、30才代以下の職員が全体の約15%という構成になっている。このため、平成28年度より新人採用を再開。また、今後4年間で50名程度の中途採用(30才代以下)を実施予定。しかしながら、マーケティング、情報システム等の具体的専門人材の採用計画は未定である。
- また、平成29年度より人事評価制度を試行的に導入。しかしながら、評価結果を人事管理に反映するには至っていない。

J K A 6 3 6 人 (うち平成 2 8 年度以降の採用職員は一体任用)



J K A 職員年齢構成

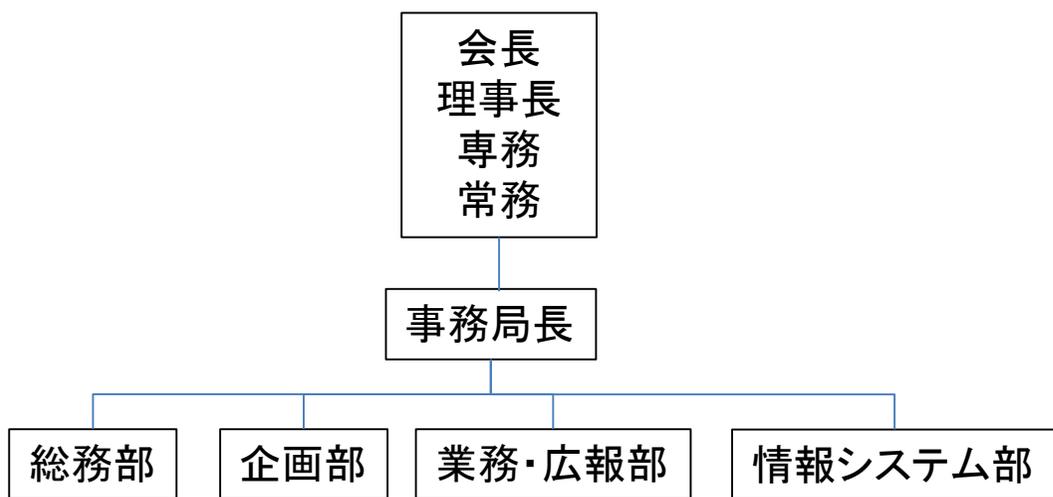
	人数比率
20~30才代	約15%
40才代	約36%
50才代	約48%

※数字は平成29年10月1日現在の職員数

# 全施行者を代表する全輪協（組織、財源の状況）

- 競輪主催者である施行者を代表して、競輪最高会議の構成メンバーになっている全国競輪施行者協議会（全輪協）は、各施行者の上部団体という位置づけではなく、施行者のための連絡調整団体という位置づけ。
- 全輪協の意思決定は、各地区の施行者によって構成される地区代表者会議、専門委員会での協議を経て、理事会や総会で決定（内容によっては地区代表者会議で事実上決定することもある）。競輪最高会議で意思決定を行うに当たっては、全輪協の意思決定が完了している必要がある。
- なお、全輪協の年間収入は、各施行者からの年会費・分担金（年間77億円程度）であるが、このうち、ほとんど（約75億円）は投票システム関係委託費、役職員人件費等使途が決まっており、全輪協事務局が裁量権を持って使用できる財源は非常に少ない。

<全輪協の組織図>



<全輪協の会議体>

